

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

資料 2

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

津島市職員の平均ということではありますので、まあ四、五百万円というところかと思います。

井桁委員

幾ら。四、五百万円。もっと高いでしょう。そんなことないでしょう、600万円ぐらいあるでしょう。

あなたたちの身分というのは、憲法で書かれているように第15条で、パブリックサーバントですよね、公僕ですよね。しもべですよね。何でしもべが一般の市民より給料が高いんですか。それでどんどん上げていくんですか。おかしいと思わないですか。どうですか。

市川市長公室人事秘書課長

私ども地方公務員の給料につきましては、国から国家公務員の給与に準じてというような通知も当然来ております。なので、給料表につきましても、国の給料表を私どもも同様の給料表を使っていると。当然賞与につきましても人事院勧告どおりさせていただいているところでございます。これは全て国からの通知に基づいて行っているものでございます。

井桁委員

私もいろんな生徒を教育の中で見てきているから、一番出来の悪い生徒で聞かれたことに答えていないんですね。

私は憲法の第15条、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者じゃないと。それはGHQとすり合わせた基の英文にはパブリックサーバントって書いてあるんですよ。あなたたちは公僕なんですよ。

これだけ市民、一般市民が生活が苦しくて、あしたにでも死のうかなと思っている人も結構いると思いますよ。こんな状況の中で、しかもですよ、あなたたちは消滅自治体を招いた責任者だったよね。公務員は全部そうや。よくそれで自分たちの給料だけ上げるという、その感覚がおかしいと言っているんですよ。それについてどう思うって言っているの。道徳的に、自分の良心に照らしてどう思うの。

おい、聞いていないぞ。黙っていろ。

おい、黙っていろと言つただろう。

加藤副市長

今の御質問にお答えをします。

まず、憲法には、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないというふうに書いてあります。パブリックサーバント、そういった英語を訳したものであります。この意味であります、下僕といったような意味ではございません。

この憲法の規定は、憲法のいろいろな教科書、大学の先生方が書かれた教科書がございますが……。

井桁委員

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

-----か。

加藤副市長

今御説明しています。

以下、音声あり

井桁委員

最高裁……。

加藤副市長

今御説明しています。

井桁委員

おい、ちょっと委員長、ちゃんと仕切ってくれよ。

加藤副市長

今御説明しています。

一部の奉仕者ではないというところにこの意味があります。これは日本国憲法の制定過程において、新しい憲法は軍国主義者等々の一部の者に奉仕する者であってはならないと、国民全体の奉仕者でなければならないと、そういう意味において憲法の規定が置かれてています。

井桁委員

早稲田大学のあほう学部は英語もできんのか。

サーバントというのは従僕という意味だ。

中川委員長

井桁委員、今答弁中ですから静粛にしていただけますか。

井桁委員

サーバントというのは従僕という意味だぞ。

中川委員長

井桁委員、これ以上は不規則発言になりますので。今は答弁中ですので答弁が終わるまではお待ちください。

井桁委員

下僕だよ。公務員は我々の下僕だよ。

加藤副市長

お話をしていますので、次に……。

中川委員長

今は答弁中ですので、終わってからにしてください。

答弁中にしゃべったら、それ以上は不規則発言にしますので。

井桁委員

聞いていないじゃない。何で答えさせるの。

加藤副市長

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

当局ですから。

中川委員長

指名しました。答弁終わってからにしてください。

加藤副市長

次に、この今回の給与の件についてお話をいたします。

井桁委員

じゃあ次に本会議でそれ言えよ、ちゃんと。

加藤副市長

人事院勧告に基づいて、なぜ給与を上げるのかといったことを申し上げます。

井桁委員

勧告だろ、決定権は自治体にあるじゃないか。

加藤副市長

もう一度申し上げます。

途中で言葉を差し挟むのはやめていただきたい。

井桁委員

いや、おまえだろう。

中川委員長

静粛にしてください。

加藤副市長

おまえというふうにおっしゃるのはやめていただきたい。

井桁委員

おまえ、聞いてないじゃないか。

中川委員長

副市長も井桁委員も一旦静粛にしてください。

井桁委員

聞いていないのにどうして答えさせる。

中川委員長

一旦静粛にしてください。

指名のない状態で発言をしないでください。

これ以上した場合は退席していただきますので。

加藤副市長

人事院勧告について御説明をいたします。

中川委員長

次に不規則発言があったら退席していただきますので。

答弁が終わってからにしてください。副市長、お願いします。

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

加藤副市長

人事院勧告というものはどういったものかということです。

井桁委員

勧告だよ。

中川委員長

井桁委員。

加藤副市長

人事院勧告というものは……。

中川委員長

加藤副市長、一旦中止してください。

井桁委員、退席してください。

井桁委員

やじです、これは単なる。発言じやないです。やじです。

中川委員長

退席してください。

井桁委員

俺は議員の権利としては退席できません。市民に責任がありますから。

こんな一番大事なこと……。

中川委員長

委員長の整理権として退席していただきます。

井桁委員

いやいや、それは駄目ですよ、そんなことは。認められないです。

本当にそんなことを市民の前で言えますか。これはお金の問題ですよ。市民の血税がどう使われるかという問題ですよ。あり得ない、そんなことは。めちゃくちゃに解釈しているじゃない、裁判官みたいな、最高裁の判事みたいな。

加藤副市長

私が申し上げるのは、これから最高裁の判例に沿って御説明をいたします。

中川委員長

一旦待ってください。

暫時休憩します。

(休憩)

中川委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

では、引き続きほかに質疑はありませんか。

太田副委員長

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

6%から8%だと幾らになりますか。

市川市長公室人事秘書課長

すみません、ちょっとそちらにつきましては試算はできていないところでございます。

山田委員

また後で教えてください。

中川委員長

ほかに質疑はありませんか。

太田副委員長

すみません、今の続きですけれども、この上げることによって一般職員の給料というかはどのぐらい平均上がっていくものですか。

市川市長公室人事秘書課長

1%の増という形になりますので、大体30万円ということであれば3,000円という形になろうかと思います。

中川委員長

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

質疑も尽きたようありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

井桁委員

これは反対討論でいいんですね。

中川委員長

はい。

井桁委員

とにかくさっきも言ったように、副市長は全く、日本国憲法を否定されているけど、辞書で引いたら下僕は召使ですよ、あなたは憲法第99条か、完全否定している、こんなもの、とつとと辞めてくれよ、副市長を。今度の本会議でもきちっとやるけれども。

基本的に、あなたたちは下僕です。副市長の言葉を借りれば。いいですか、同じ意味です。サーバントというのは、日本語の若干ニュアンスの違いだけで本質は奉仕者というより、もともとGHQとのすり合わせの段階では、いいですか、日本側がそれを受け入れたんだから、下僕という考え方なんですよ。だから、そんなこんな御時世に特別職の給料や公務員の給料を上げるというのは感覚が理解できない。全くもってさすが消滅自治体の市長さんであり、議員さんであり、そしてまた職員だよ。こんなことは絶対認められないよ。反対します。

中川委員長

井桁議員の懲罰動議の契機となった発言

(令和6年12月9日総務建設委員会議事録抜粋)

そしたら、この人が、いや、違うと言ったじゃないですか。下僕じゃないと言ったんですよ。私は辞書引いたんですよ、下僕イコール召使です。同じことじゃないですか。日本語なのに、いろいろな日本語のいろんな表現の違いがあるって。

これは、いいですか、憲法第99条に、天皇、摂政、国会議員、そして裁判。もちろん全ての公務員はこの憲法を守らなければならないというふうに書いてあるんです。それを否定したから、僕「おまえ」と言つただけじゃないですか。おかしいじゃないですか、そんなこと、否定することが。

だから、私はここで副市長の辞職を求める。もうあなたは公務員の任に堪えない、とんでもない、副市長なんか絶対無理。一般の公務員の任も。とっとと出ていってください。津島市から出ていってください。辞めてください。

加藤副市長

私が申し上げたのは、憲法の規定には下僕と言う言葉は使われていませんよということです。憲法の規定における全体の奉仕者という意味は、戦前の反省に立って、一部の軍国主義者ではなく、国民全体のために活動をすべきだと、そういったことを規定するものとして、その規定があるんだということを申し上げたということあります。

その上で申し上げますが、奉仕者という言葉と下僕という言葉は明確に違います。サーバントという言葉も下僕と訳す場合もあるのかもしれません、奉仕者と訳す場合もあると思います。そもそもが外国語でありますので、それに相応する適当な日本語がない場合も多々あります。

我が国が明治維新以来、開国をして近代化の道を歩む過程で、外国語の概念を日本語に置き換えようとして、いろいろな苦労がございました。例えば一例を挙げるとすれば、FREEDOMとかLIBERTYといった言葉があります。これは日本語では「自由」というふうに翻訳をされております。

しかしながら、これは近代以前においては全く違った用法で使われておりました。自由というのは仏教用語がありました。その字のごとく、自らの由来するものとなると、本来の自分に立ち返ると、そういった意味で自由の境地というものが使われていました。

しかしながら、近代革命を、近代革命というかな、市民革命か、市民革命を経ていない我が国においては、LIBERTYやFREEDOMに相当する適当な言葉がありませんでしたので、したがって仏教用語を転用し、その意味を変えて自由という言葉を用いたということあります。

サーバントの元のサーブ、これも下僕というふうに使う場合もあるのかもしれません、一般的にはサーブというのはお手伝いというような意味だというふうに理解をすべきことだというふうに私は考えます。以上です。

中川委員長

皆さんにお諮りしたいと思います。